

## 地域療育支援施設運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）やNICUに併設された回復期治療室に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、在宅療養等との間に中間施設として地域療育支援施設を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的とする事業に対し、予算の範囲内、かつ国庫補助内示額の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日付け医政発第0330011号「周産期医療対策事業等の実施について」による。）第6の地域療育支援施設の運営に係る事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 前条の事業に対する交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類の添付は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次に掲げる添付書類に記載された事項とする。

(1) 地域療育支援施設運営事業所要額明細書（様式第1号別紙（3）による。）

(2) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額等を備考欄に明記すること。）

(3) その他参考となる資料

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (11) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けては

ならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第4条及び第5条に準じた手続により行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出は、事業完了後速やかに行うものとする。

(添付書類)

第12条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地域療育支援施設運営事業所要額明細書(様式第3号別紙(3)による。)
- (2) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出額等を備考欄に明記すること。)
- (3) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の規定による通知は、様式第4号の交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第16条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交

付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

| 基準額  | 対象経費   | 補助率 |
|--|--|-----|
| 23,985千円×事業月数／12<br>※ 4床以上整備する場合は、<br>1床当たり7,995千円を増額<br>する（ただし整備は10床を限<br>度とする。）。 | 地域療育支援施設の運営に必要な職<br>員基本給、職員諸手当、非常勤職員手<br>当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、<br>消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料<br>費、給食材料費）、被服費、印刷製本費、<br>通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、<br>会議費、社会保険料、雑役務費（修繕<br>料）、委託費、燃料費、減価償却費 | 1/2 |

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるとき。